

■商品名

- 定期積金「子育て応援定期積金（金利2倍）・（金利3倍）・（金利5倍）」

■販売対象

- 個人のみ

■期間

- 3年（36ヶ月）以上10年（120ヶ月）まで

■受入方法

- （1）受入方法
毎月受入
- （2）受入金額
1回あたり5,000円以上100,000円以下（契約期間中は変更できません）
- （3）受入単位
1,000円単位

■支払方法

- 満期日以後に一括して支払います。

■給付補填金

- （1）適用利回り
契約時の店頭表示に上乗せした利回りを満期日まで適用します。
- （2）支払頻度
満期日以後に一括して支払います。
- （3）計算方法
付利単位を1円とした月数計算
- （4）税金
個人の場合は20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。
- （5）金利情報の入手方法
金利は店頭の金利表示ボードに表示している金利に、ポイントによる所定の倍数を乗じた金利となります。
- （6）金利上乗せ条件等
ポイント制により店頭表示金利の2倍・3倍・5倍
（2ポイント ⇒ 店頭表示金利の2倍）
（3～4ポイント ⇒ 店頭表示金利の3倍）
（5ポイント以上 ⇒ 店頭表示金利の5倍）
- 組合員（正・准）については無条件で2ポイント（同時加入含む）
- 以下1ポイント
- ・J Aカード契約者（同時加入含む）
 - ・マイカー、教育、住宅（含リフォーム）ローン利用者
 - ・J A口座での給与受取（農産物代金の受取）

- ・祖父母の場合は、J A 口座にて年金受給
- ・児童手当を JA おおいた貯金口座でお受取または新規・指定替えをしていただける方

■手数料

—

■付加できる特約事項

- 個人のは総合口座の担保とすることができます。（担保となる金額は掛込残高とし、貸越利率は担保定期積金の約定利回りに 0.5% を上乗せした利率）
- 普通貯金等からの自動振替による受入ができます。

■中途解約時の取扱

- 約定どおり払込が行われなかった場合は以下により計算した利息相当額とともに払戻します。
 - (1) 契約期間中に掛金総額に達しないまま満期日を経過し、解約する場合、払込日から満期日の前日までの期間について、次の(3)の利率によって計算し、掛金残高とともに支払います。
 - (2) 満期日前に解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、次の(3)の利率により計算し、掛金残高とともに支払います。
 - (3) 前記(1)、(2)の計算に適用する利率は次のとおりとします。
 - ① (1)の場合は初回払込日から満期日までの期間、(2)の場合は初回払込日から解約日までの期間が 1 年未満のもの解約日における普通貯金利率
 - ② (1)の場合は初回払込日から満期日までの期間、(2)の場合は初回払込日から解約日までの期間が 1 年以上のもの約定利回り×60%（小数点第 4 位以下は切り捨て、この計算による利率が解約日における普通貯金の利率を下回る場合は普通貯金とします。）

■貯金保険制度（公的制度）

○保護対象

当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 5 1 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1, 0 0 0 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

■苦情処理措置および紛争解決措置の内容

○苦情処理措置

本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部(電話：097-535-7261)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。○紛争解決措置

外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。

福岡県弁護士会紛争解決センター

（福岡県弁護士会館）（電話：092-791-1840）

（北九州法律相談センター）（電話：093-561-0360）

（久留米法律相談センター）（電話：0942-30-0144）

■その他参考となる事項

- 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。または契約時の店

頭表示の利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延損害金をいただきます。
○満期日以後の利息は解約日時点の期日後解約利率により計算します。

